岩手県企業局管理規程第２号

企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年３月23日

岩手県企業局長　畠　山　智　禎

企業局会計規程の一部を改正する規程

企業局会計規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

改正前

別表第１（第４条関係）

［略］

１　固定資産

款	項	目	節	備　考
［略］				
水力発電設備				
	（何）発電所			［略］
		［略］	［略］	［略］
		無形固定資産		［略］
			［略］	［略］
			借地権	
		減価償却累計額（貸方）		［略］
		［略］		
送電設備				
	（何）送電線路			
		［略］	［略］	［略］
		無形固定資産		［略］
			［略］	
			借地権	
		減価償却累計額（貸方）		［略］
		［略］		
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

改正後

別表第１（第４条関係）

［略］

１　固定資産

款	項	目	節	備　考
［略］				
水力発電設備				
	（何）発電所			［略］
		［略］	［略］	［略］
		無形固定資産		［略］
			［略］	［略］
			借地権 地上権	
		減価償却累計額（貸方）		［略］
		［略］		
送電設備				
	（何）送電線路			
		［略］	［略］	［略］
		無形固定資産		［略］
			［略］	
			借地権 地上権	
		減価償却累計額（貸方）		［略］
		［略］		
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

［略］	［略］
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

この規程は、平成30年４月１日から施行する。